

機密性 2

名地裁総第 849 号

令和 7 年 11 月 10 日

委員 各位

第一審強化方策名古屋地方協議会委員長

名古屋地方裁判所長

第一審強化方策名古屋地方協議会の協議結果について

(送付)

6 月 17 日 (火) に開催した標記の協議会 (刑事部会) の協議結果は、別添のとおりです。

## 第一審強化方策名古屋地方協議会刑事部会協議結果要旨

第196回（令和7年6月17日）

524

裁判所に対し

刑事弁護人が、係属中の刑事事件について、証人尋問の機会ではなく、インターネット等を介し、証人等の個人を特定した上で、その証言内容等を批判することは、証人を萎縮させ、証言内容に不当な影響を与える可能性が否定できないことから、公正な裁判を実現するためにも、前記のような個人攻撃にもなりかねない事実が発覚した場合、事件係属中の裁判所として、何らかの対応をされることあり得るのか、伺いたい。

弁護士会に対し

弁護士が、個人のブログ等で、係属中の刑事事件について、経過等を発信することがあるところ、その際、証人等関係者の氏名を特定した上、その証言内容等を批判する記載が見受けられた。そのような記載は、証人となる一般人に対する個人攻撃にもなりかねず、将来的にも、証人、特に専門家証人が出廷を躊躇したり、その証言内容に不当な影響を与えたりする可能性が否定できないものである。

弁護士会において、係属中の刑事事件について、インターネット等を介し、個人を特定して批判するような内容を発信する行為に対し、何らかの指導等をされているのか、伺いたい。

（出題趣旨）

刑事事件において、証人の証言内容等に関する批評は法廷内で行うべきであり、法廷外において、個人を特定して証言内容等を批判することは、いわゆる場外乱闘的な行為である上、刑事裁判に協力してくれる証人等を萎縮させ、証人出廷を躊躇させたり証言内容に不当な影響を与えたりする可能性も否定できないことから、弁護士会及び裁判所に対し、その問題意識を共有した上、このような行為が適正な刑

事裁判の実現に与える影響について意見をうかがいたく、議題として提案する次第である。

近時、専門家証人の証言内容について、以前に聴取した内容と証言内容が異なっているなどと批判し、その証人の人格まで辱めるような記述をしたインターネットブログの記事が、当該事件の弁護人名義のアカウントにおいて、証人の実名を明示して公開された事例があったため、このような提案をするものである。

今後同じようなことが起きる可能性もあるため、一般論としてご意見いただきたい。

(検察庁提出)

#### 裁判所

貴庁の問題意識は承っておくこととするが、個別具体的な事情に応じて検討することになるため、一般論として回答することは困難である。

#### 弁護士会

表現の自由（憲法21条1項）は、最大限に保障されなければならない。裁判所の手続を国民の監視下に置くことにより、司法の公正適正な運用の実現を図るという裁判公開の原則（憲法37条1項、82条）の趣旨にも照らすと、当該刑事事件の弁護人はもとより、国民が証人の証言内容等を批判することは当然に許されるべきである。特に専門家証人の証言は、刑事裁判の帰趨に大きな影響を与え得ることから、その証言内容はより多くの国民に吟味されるべきであり、そのようなことこそむしろ公正適正な刑事裁判の実現に資するものといえる。

したがって、一般論として、会員である弁護士が係属中の刑事事件について、インターネット等を介し証人の証言内容等を批判するような内容を発信したからといって、弁護士会が指導等はしていないし、する理由もない。

#### 検察庁

このような問題があることを認識していただき、今後どういう形で対応していくのか、それぞれの課題にできればと思っている。

個別具体的に検討する事柄であるとの裁判所の回答や、専門家証人の証言が国民の監視下で吟味される対象であるという弁護士会の回答は一般論として理解できるが、例えば、証人の証言内容を冷静に批判するのみならず、同証人の人格まで傷つけるような表現が用いられることに問題はないか、あるいは証言内容を批判するにしても、当該証人の実名まで挙げる必要があるのかといった点で、証人に対する個人攻撃まで踏み込むということになると、回答にあった一般論とは異なる問題が含まれるのではないか、という問題意識で提案したものである。

もとより、この場で何らかの基準が示されることまで求めるものではないが、裁判に協力していただく国民に、裁判所に出頭するとこのような目にあうという印象を与え、国民の協力を得られにくくなるという環境を作ること、法曹三者のいずれにとってもメリットのあることではないのではないかと、ということを当方の意図として申し上げたものである。

弁護士会

当該ブログの内容が問題なのかという点は、議論をする上で重要なことだと思われる。検察庁から事前にどのブログが対象であるかは弁護士会に伝えられているが、当該ブログの内容に事実関係として何か誤りはあったか。

検察庁

この場で個々の事件に入り込むことの是非については判断がつかかねるが、当該ブログは公判廷外で当該証人が発言したと証言の内容が異なっている点をかなり大きな問題としていると認識している。

当該ブログでは録音体まで公判廷で再生したという指摘がされているが、当該事件の裁判所は、当該証人の公判廷外での説明と公判廷の証言の中身にそごはないとの判断であったことから、弁護人の立場から述べられた指摘としても、客観的なものではないといえると考えている。

弁護士会

ブログに書いてある事実関係が正しいのであれば、ブログで書かれているような批判は当然に起こりうることであって、なぜこれが問題とされるかそもそも理解できないという問題意識である。

特に、専門家証人は自分の専門的知見に基づいて証言をする者でありその証言の当否は公共性に関わるから、目撃証人のような一般証人とは切り分けて考える必要があるのではないか。それに、当該ブログはあくまでも法廷内で起きたことを書いているだけであり問題がないと考える。

5 2 5

ここ数年、弁護人として午前中に保釈請求書を提出しても、検察官の意見が保釈請求書提出の翌日以降になったり、検察官の意見が提出されても保釈の許否判断が検察官意見提出の翌日以降になったりするため、保釈請求当日に裁判所において保釈の許否判断が出ないことが常態化している、という報告が会員からある。そこで、

裁判所に対し

- 1 令和6年度中の、
  - (1) 保釈請求の件数及び各事例ごとの罪名
  - (2) 保釈請求書の提出日と検察官意見の提出日が異なる事例の件数及び各事例ごとの保釈請求日から検察官意見提出日までの各日数並びに各該当事例ごとの罪名
  - (3) 検察官意見の提出日と保釈の許否判断のなされた日が異なる事例の件数及び各事例ごとの検察官意見提出日から保釈の許否判断のなされた日までの各日数並びに各該当事例ごとの罪名を、それぞれお教えいただきたい。
- 2 最近10年程の間で、保釈請求日（求意見）当日に検察官から意見が提出されない事例の数が増加傾向にないか。そのような傾向があり、その理由、原因として裁判所において把握、認識しているものがあれば、お教えいただきたい。

3 最近10年程の間で、検察官から意見が提出された当日に保釈の許否判断を行わない件数が増加傾向にないか。そのような傾向があり、その理由、原因として裁判所において把握、認識しているものがあれば、お教えいただきたい。

検察庁に対し

最近10年程の間で、裁判所から保釈請求につき求意見あった当日に検察官が意見を提出しない件数が増加傾向にないか。そのような傾向があり、その理由、原因として検察庁において把握、認識しているものがあれば、お教えいただきたい。

(弁護士会提出)

裁判所

【1(1)について】

令和6年度(1月～12月)の保釈請求の件数(概数)については、地裁本庁1409件、同一宮支部187件、同半田支部38件、同岡崎支部269件、同豊橋支部41件である。

なお、各事例ごとの罪名については、統計をとっていないことから、回答は困難である。

【1(2)について】

いずれも統計をとっていないことから、回答は困難である。

【1(3)について】

いずれも統計をとっていないことから、回答は困難である。

【2について】

統計をとっていないことから、増加傾向にあるかどうかについて回答することはできない。また、増加傾向にあることを前提としたその余の御質問についても回答することはできない。

【3について】

統計をとっていないことから、増加傾向にあるかどうかについて回答することはできない。また、増加傾向にあることを前提としたその余の御質問についても回答することはできない。

検察庁

従前から、検察官意見は、できる限り求意見がされた当日中に裁判所に提出するよう努めており、当日中に提出できない事例は増えていないと承知している。

弁護士会

裁判所の回答は統計をとっていないとのことだったが、何らかの統計をとるようになることは可能か。

裁判所

この場で答えられることはない。

弁護士会

保釈は被告人の身柄を早期に開放して権利を守る重要なものであるので、保釈請求されてから実際に保釈されるまでの期間はできるだけ短いものとすべきである。統計をとっていないのであれば、統計をとり、その上でこのような傾向があるのか確認の上で対策をとることが裁判所にとっても必要であると考えます。

5 2 6

検察庁に対し

公判調書における録音体引用（刑事訴訟規則52条の20）の活用について御意見を伺いたい。

（提案理由）

公判調書における録音体引用の活用は、書記官事務の合理化・効率化に資するものと考えているところ、名古屋地裁本庁における最近の利用実績はないとの認識である。個々の裁判体が録音体引用を相当とする事件を適切に選定していくには、貴庁における録音体引用による支障の内容を把握する必要があるものと考え、出題に至ったものである。

(裁判所提出)

検察庁

一般論としては、法曹界においても、事務の合理化・効率化が課題となっていることは理解している。

もつとも、公判調書における録音体引用について、被害者がいる犯罪類型については、損害賠償請求等のため、被害者やその代理人から刑事確定訴訟記録の閲覧謄写請求がなされる可能性も高く、録音体が引用された刑事確定訴訟記録の閲覧謄写請求があった場合、紙媒体の公判調書に対するマスキング作業に比べると、多大な時間と労力がかかることが容易に想定される。

また、被告人が再犯に及んだ場合、その事件の捜査の過程において、刑事確定訴訟記録を借り出し、被告人の公判廷での供述内容、情状証人の有無やその証言内容を確認することがあるが、その際、録音体引用の場合には相応の時間を要することになる。

さらに、録音体は紙媒体の刑事確定訴訟記録とともに保管されており、録音体が破損・毀損した場合には、閲覧・謄写業務に支障をきたすことから、記録保管上のリスクも大きいことを考慮する必要があると考えている。

したがって、個別事件の内容によるところが大きいため、一般的な基準を示すことは難しいが、検察庁としては、典型的に録音体引用に同意できる事件を想定することは困難であると考えており、強いていえば1回結審で判決が言い渡されるような事案が単純で、事実認定・法律適用上や量刑上の争いがない事件のうち、被害者がいない犯罪類型で、被告人が再犯に及ぶ可能性もないと思われると判断できるような事件があれば、その都度記録保管上のリスクも考慮しつつ、録音体引用を許容することができるのではないかと考えている。

527

【弁護士会に対し】

第1回公判期日前の公判予定の照会（刑事訴訟規則178条の15）について、

各公判部が求める期限までに連絡いただくよう励行願いたい。

(提案理由)

第1回公判期日前の事前準備の一環として、所定の各様式にて公判予定の照会をしているところ、弁護人から期限（おおむね第1回公判期日の7日前）までに連絡をいただけないケースが散見される場所である。照会内容については、いずれも充実した審理を行うための有益な情報であることから、引き続き御協力をお願いし、たく出題した次第である。

(裁判所提出)

弁護士会

弁護人は、第1回公判期日前に、訴訟の準備として事実関係を確認して事件の争点を明らかにし、検察官請求証拠についての証拠意見の予定を検察官に通知し、裁判所が開廷回数を見通しを立てるために必要な事項を裁判所に申し出ることとされており（刑事訴訟規則178条の6、第2項、第3項）、裁判所は、裁判所書記官に命じて、弁護人にかかる訴訟の準備の進行に関し、問い合わせ又はその準備を促す措置をとらせることができるとされている（同178条の15）。かかる裁判所書記官からの問い合わせ等の一環として、第1回公判期日前の公判予定の照会がされるものと理解している。弁護士会として改めて会員弁護士に対し、弁護人として第1回公判期日前の訴訟の準備を速やかになし、裁判所書記官からの公判予定の照会にはできる限り第1回公判期日の7日前までに連絡をなすように周知を図ってきたいと考えている。

以上